

18世紀イギリスにおける貧困児の生と秩序 : ワーク ハウス設立運動にみる労働・教育・家族

野々村, 淑子
九州大学大学院人間環境学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1809209>

出版情報 : 大学院教育学研究紀要. 18, pp.41-55, 2016-03-30. 九州大学大学院人間環境学研究院教育学
部門
バージョン :
権利関係 :

18世紀イギリスにおける貧困児の生と秩序

— ワークハウス設立運動にみる労働・教育・家族 —

野々村 淑 子

本稿は、18世紀イギリスで設立運動が活発化したワークハウスについての各地域、各教区からの現況報告や議事録などを手がかりに、子どもの教育と労働の関係を、特に貧困（児）救済事業に即し、歴史的に解明する糸口を導き出すことを目的とする。（悪しき）児童労働から（子どものための）学校教育へ、という従来の教育史研究の歴史観、歴史叙述のマスターナラティブに対し、ワークハウスをめぐる議論からみえるのは、むしろ、読み書き教育と同様に、労働や勤勉が、貧困児の生活の支援、救済、貧困児の生（生命・生活）への社会的、国家的関心の対象、手段として浮上し、その教育が強調されたことである。その議論を通し、18世紀における教育と労働の関係構造の一端とその歴史的意義を解明する。

ワークハウス設立運動をめぐる教育史研究としては、サイモンによる「1920年代のチャリティスクールからワークハウスへ—SPCK とマリオット氏の解決策」⁽¹⁾がある。サイモンは、本稿でも言及するマリオット (Mr. Marriot, Mathew) によって、SPCK (the Society for Promoting Christian Knowledge, キリスト教知識促進協会) によるキリスト教の宗教教育とそれを軸とする読み書き教育が、労働訓練へと変質してしまったと整理している。「SPCK がチャリティスクール運動を開始し、それを維持したという一般に受け入れられている想定は、ジョーンズのスタンダードな研究⁽²⁾に依るものである。しかし読者は、協会が、教育的目標から逸れ、子どもたちに労働をさせたことを悲嘆したジョーンズの研究の強調点を見逃してきた⁽³⁾」とサイモンは指摘する。つまり教育史家サイモンは、SPCK に関わる協会史研究がその部分を意識的に消去してきたことを批判し、「SPCK のチャリティスクール運動は、カテキズムに始まり、糸車に終わったのである⁽⁴⁾」とする。教育という理想から、労働（訓練）へと変質してしまったことを、ジョーンズ同様に嘆いているのである。

このような歴史叙述の底にある見方について、H. カニンガムはコペルニクス的転換を迫った。労働に従事し、家計を助けていた子どもたちを、チャリティスクール、大衆学校が救済し、その教育権を保証してきた、とするそれまでの研究に対して、家計を助けるほどの児童労働の需要がイギリス国内のどこにも、殆どなかったことを解明し、むしろ「学校は、従来、工場から働く子どもを救済するためのものだったと考えられてきた。しかし、より確からしいのは、通りから怠惰な子どもたち保護するためのものだったのではないか」と指摘する⁽⁵⁾。

18世紀のワークハウス設立運動は、以上のような子ども史、教育史上の歴史的問いに対してひと

つの重要な手がかりを提供するだろう。救貧政策史においては、貧民の雇用の（経済的）効用として、しかもその失敗として整理されてきたワークハウスは、19世紀の新救貧法下の『オリバー・ツイスト』⁽⁶⁾に表現されたイメージとは異なって、貧民の、そして取り分けて貧しい子どもの衣食住と自立生活を支援する福祉の歴史上に位置するものである。しかしながら本論は、ペイン⁽⁷⁾やレヴェン⁽⁸⁾らのように、その教育や健康管理が子どものためのものであった、非道なものではなかった、という評価をするものではない。

18世紀という、イギリス史における国家的、社会的秩序が再編され始めた時代に、貧しい子どもたちの福祉、幸福を目的に設立されたワークハウスの設置、経営、維持管理において重視された子どもの生命、生活、そこでの労働と教育の位置やそれらの関係を解明することが本稿の課題である。そして、そこにおいて家族というメタファーが使われたことは、非常に興味深い。カニンガムが再構築を迫った労働と教育をめぐる関係史解明に向けて、まずは、イギリス史において、労働というスキームが、（特に貧しい）人々の生活維持に提案され、そのための公的施設が設立されようとしたこの時期に焦点を当てる。

I. ワークハウス (Workhouse) 設立運動

1. 貧民の生命・生活の維持 (Maintaining of the Poor) のための施設

ワークハウス（労役場とも訳される）については、「貧民の有利な雇用論」の具体化として整理されてきた。特に、ワークハウスが「教区徒弟では歓迎されなかった自立不能の幼児」が受入れられたことは既に指摘されている。そして、貧民が施設収容を嫌い、救済請求を減少させる効果があった、もしくはそれを狙い「恐怖の家」たらしめた、「虐待と酷使」が蔓延していた、などの評価がなされてきた⁽⁹⁾。

以下の史料は、そうした研究の根拠とされてきたのであるが、そのような見方が、子どもの労働＝悪というイメージからの見方にすぎないことが本論で明らかとなるだろう。

An Account of Several Work-House for Employing and Maintaining the Poor; Setting forth The Rules by which they are Governed, Their great Usefulness to the Publick, And in Particular To the Parishes where they are Erected As also of several Charity-Schools For Promoting Work, and Labour, London, 1725. (112p.) (以下『報告書』もしくは Account と表記する。)

An Account of Several Work-Houses FOR Employing and Maintaining the Poor; Setting forth The Rules by which they are Governed, Their great Usefulness to the Publick, And in Particular To the Parishes where they are Erected. As also of several Charity Schools For Promoting Work, and Labour. Second Edition very much Enlarged. London, 1732. (187p.) (以下『報告書2版』もしくは Account 2nd と表記する。)

ワークハウス設置に関する法としては、1722年のナッチブル法（9 Geo. I , c. 7）、すなわち、「教区委員や貧民監督官が、救済を望む者の寄宿、維持、雇用のために労役場を建設できること、この施設の経営を私人の請負に出すことができることなどを規定する法律」であり、上記のような「救援抑制」効果を発揮したとされる⁽¹⁰⁾。

『報告書』は、このナッチブル法制定後3年程過ぎた時点において、イギリス全国におけるワークハウスの設置状況、現状を報告し、今後の経営に役立てたいという趣旨で書かれている。

宗教改革以降、貧民のケア（taking Care of the Poor）については、全ての王が関連議会法を制定してきたが、様々試みられた制度の良き目標は、挫折してきた。

公共（Publick）に資するような貧民雇用の法、つまり、彼らに、貧困の根源となっている怠惰の治療法を与えるような法がこれまで制定されてきたが、その執行は難しかった。というのも、貧民を働かせるということは非常に難しかったからである。これまで、彼らを雇用するための道具立てや教育者に費用がかけられたが無駄になっている。公的もしくは私的な経営者が負債を抱え、莫大なトラブルを抱え、しかも、彼らの努力に誰も感謝しないのだ。

貧民雇用のための試みが失敗に終わる、最も一般的な原因は、彼らの労働（labour）からあまりに多くの利益を望みすぎるからである。ああ！そうではないか。年老いた、そして虚弱な者たちのような、かつての労働者たち、そして、幼く未経験な、全てが学習（learn）であるような子どもたちに、どのくらいの利益を期待できるというのだろうか？

従って、教区は、最近では貧困者の労働を創りだすことができないことで投入してしまっている多くの経費について、より思慮深くあらねばならない。貧民のケアをすると同時に、経費を削減し質素な経営を託せるような人々の指揮のもとにおく必要があるのだ⁽¹¹⁾。

貧民を働かせること、そしてそこから利益を得るという「貧民の有利な雇用論」は、1725年の時点で困難を抱えていた。というよりも、ワークハウスの経営自体がかなり問題を抱えている。それは、高齢者や子どもには利益を期待するような労働は難しいから、という認識がある。

子どもの存在は、後で再び触れるように、18世紀のワークハウスにおいて非常に大きな焦点であった。

すべての寄る辺なき孤児たち、そして貧民の子どもたちは、こうして与えられたこれらの施設（House）に、祝福されて住まうのだ。この国の荷物としてではなく⁽¹²⁾。

このような施設（House）を統治するルールは、全ての通常の家族で普通である以上に厳しくしてはならない。貧民たちにきちんとした時間を守らせる。健康に悪いような酒屋、ブランドেশョップやエールハウスで浪費させてはならない。病気や、高齢で弱っているときにはお互いに助け合わせる。自分の欲望のために窃盗や強盗の欲望を避けなければならない。物乞い

をして生活をしていたときよりも、あるいははじめな壊れた小屋に住んで、自分たちや子どもたちの次の食事さえもどこで手にいれたらよいのかわからないでいたようなときよりも、魂と身体両方において、全ての観点からよりよく、そして十分に与えられるのである⁽¹³⁾。

ここから見えるのは、ひとまずは貧民のケア、生命、生活の維持 (maintain) がまず目標であるということである。彼らを働かせることによってその経営の足しにはしようとしているが、それよりも、ルールと秩序を守らせ、その魂と身体への栄養をいきわたらせることが目指されていたことは、両報告書の題名にも表れている。労働は、そのための最も重要な要素だったのである。

『報告書』は、「ロンドン・ビショップスストリートのワークハウス報告」に始まり、ベッドフォードシャー、バークシャー…といった各州の都市、全部で22州、144教区のワークハウスの設置や運営状況が、それぞれの教区からの報告という形で寄せられ、それがまとめられる形で順不同で載せられている。末尾にアルファベット順の索引があり、簡単に参照できるようになっている。

各教区からの報告の形式や量はまちまちであり、特に決まった形はなかったようである。いつ、どこに、どういう経緯 (組合や、) でワークハウスが建設されたか、その費用 (その費目、内訳なども様々、救貧税給付と比べてどのくらい経費削減されているかが言及されることが多い)、建物の配置や各棟の用途、入所者の年齢別、性別人数、入所者の一日の生活、一週間の献立 (季節別もあり)、規則、経営者、スタッフの仕事や心得、あるいは、出所者のその後の経緯などが記入されている。

貧民たちの住まい、食、衣類などが入念に準備されている様が、それぞれの事情にあわせて報告されている。貧民たちの生命と生活が、ここで社会的、国家的なまなざしの対象となったのである。

2. 政策意図—ポリスとしてのフィランソロピ

18世紀イギリスにおいて、貧民の生、すなわち、生命と生活への社会的、国家的関与が強化されたのは、このワークハウス設立の法的整備とその促進だけではなかった。D. アンドリューは、18世紀イギリス、特にロンドンにおいて多くの中上流層の人々が熱狂したフィランソロピの展開を、それを支えた思想、実践内容と、社会的、歴史的機能を解明している⁽¹⁴⁾。

アンドリューによれば、国家の富の拡大という目的に貢献すべく、それまでのチャリティの枠組を超えたフィランソロピが国家的、社会的な広がりを見せた。「その社会的機能、社会的有用性について、当時の慈善家 (フィランソロピスト) や論客たちは、「ポリス」という言葉で表現した。」彼らにとって「ポリス」とは、現在の意味より広い概念を持っていたことが、当時の法学者やフィランソロピスト (にして貿易商、社会評論家) 等の議論から指摘されている。「洗練された (polished) という単語の関連語として、市民社会の秩序を維持すること、文明化された社会、そしてそれに向かって洗練され改良されていく過程を意味していたのである。」⁽¹⁵⁾

なかでも、出産や子育てをテーマとするフィランソロピ、すなわち無料産院、孤児院など (医療) 救済団体の活動は、それまで看過されがちであった貧困層を含む多くの生を救済、保護の対象とした⁽¹⁶⁾。貧民であっても、健康に生まれ、育ち、国家を支える重要な人口の増加と質の向上に貢献し

うることが期待されたのである。ワークハウス、すなわち労役場も、このような大きな流れの一部であったといえる。怠惰な貧民、浮浪者が街から一掃され、救貧費給与の無駄を削減し、秩序ある文明社会、市民社会を形成するには、彼らに勤勉さを修得させなければならない、ということである。

このような政策意図が、ナッチブル法を含む救貧法改革推進の動因となっていたことは、1でみたような、『報告書』序文に書かれたワークハウス設置目的にも確認することができるだろう。つまり、労働こそが、秩序ある市民社会形成において重要視され、貧民が身に付けるべき行動様式である、という認識が、徐々に形成され始めたのである。

アンドリュースは、従来の救貧費削減、貧民雇用による稼ぎという社会的有用性、という経済的効率性だけの議論では、当時のフィランソロピを支える思想レベルの複雑さは説明できない、と言っている。経済学、政治数学、政治統計学（政治算術）の先駆である W. ペティ（Petty, William, 1623-1687）、政治家、文筆家である L. ブラッドン（Braddon, Laurence, -1724）、東インド会社総裁も努め、商人（貿易商）にして政治家であった J. チャイルド（Child, Josiah, 1630-1699）、社会思想家であり慈善に関する風刺的論考『蜂の寓話 - 私悪すなわち公益』（原著1714、和訳1985年、法政大学出版局）が広く知られている B. マンデヴィル（Bernard de Mandeville, 1670-1733）、商人でもあり、フィランソロピストとしてマリオン・ソサエティ設立者であるロンドン・ファウンドリング・ホスピタル理事などで高名な J. ハンウェイ（Hanway, Jonas, 1712-1786）、救貧論者にして社会調査論の草分け E. M. エデン（Eden, Friderick Morton, 1766-1809）など、多くの政治家、政策、政治、社会思想などの理論家、文筆家、そしてフィランソロピストたちが、それぞれの理論をもって、フィランソロピの社会的役割や意義について論じた。フィランソロピが、キリスト教会による信仰の証、という認識体系のなかに位置づけられていたことも、経済的効率性から距離をとる論の存在証明である⁽¹⁷⁾。「慈善説教」というジャンルが存在し、つまり、ワークハウスも含め、様々な病院や孤児院などのフィランソロピや、救貧そのものに寄付を呼びかける説教を、教区教会が、折に触れて設定した。慈善説教予告を、週刊新聞などで周知し、人々を集め、それを印刷出版し、中上流層への寄付意欲を喚起した。教区の救貧、各々のフィランソロピの役員会などでは、寄付者名簿がその寄付金と共に公開され、さらにそれを印刷され周知されるなど、寄付者の名誉とリスベクタビリティ、威信を高めることに力がそそがれたのである⁽¹⁸⁾。

II. マリオットによる関与と慈善学校

1. ビジネスとしてのワークハウス経営

サイモンがその研究論文の題目にも挙げているように、18世紀のワークハウス設立、運営に関する記録には、ある人物の固有名詞が繰り返し出てくる。それが、マリオットである。ロンドンのウェストミンスター地区、セント・マーティン・イン・ザ・フィールド教区の教区総会議事録（*Vestry Minutes*⁽¹⁹⁾）には、「マリオット氏がワークハウス内に設置する家具を手配した」（1725年6月24日）

といった記述，あるいは次のような記録もある。

教区委員や教区の民政委員は，教区のワークハウスの理事であるマシュー・マリOTT氏が他の教区のワークハウスのケアや運営をしていることに不満を表明している。というのも，会議などにも参加しないし，彼の義務であるこの教区のワークハウスのケアをしていない，という意見があるからだ。

そこで，当該のマリOTT氏を本日，ワークハウスの理事より解任することとした。
(1727年10月2日)

ここにみるように，マリOTTは，様々な教区のワークハウスの理事を同時に務めていたことがわかる。それについての不満の声があがり，セント・マーティン・イン・ザ・フィールド教区では，ついに解任することになる。

『報告書』においても，様々な州の複数の教区において，固有名詞が数回にわたり出されている。他にこのような形で名前が出される人物はいない。イギリス中で，ワークハウス設置と運営についてはマリOTTに依頼すると良い，という評判が立っていたのだろう。

ハートフォードシャー，ヘメル・ヘンプステッド，1724年5月

教区に，マシュー・マリOTT氏がいくつかの場所で，ワークハウス設置を成功してきたことが知らされた。そこで，教区委員は，1720年5月24日に以下のような契約を結んだ。

私たち，ハートフォード州のヘメル・ヘンプステッドの教区民，住民は，下記の件についてマシュー・マリOTT氏と契約を結んだ。貧民のケアを実行するにあたり，あるいは，教区民からの評判の良い他の適当な人物を呼び寄せ，本教区の貧民たちすべての食と住まいと，衣服について気遣わせるべく，教区民の命令により，救貧院（House of Maintenance）に彼らを派遣するのである。…そして私たちは，かのマシュー・マリOTT氏がその経営にあたって経験するであろう大きな痛みやトラブルを考慮にいれ，彼には年に40ポンド，30シリングを，真夏から3年間続ける。この契約により，私たちはこの事業を始めるのである。そして，かのマシュー・マリOTT氏がこの施設を準備したり改装したりということを行うときには，理に適った方針であれば，どのようなことでも，それが実行されることを約束する。⁽²⁰⁾

ここからは，教区の役人たちが，マリOTTに大きな信頼を寄せていることがわかる。

ベッドフォード州，セント・ポール教区のワークハウスの規則

…ここでは，バッキンガムシャー出身であるマシュー・マリOTT氏に会った。この州もしくは他の州でワークハウスを設立するのに非常に精力的であり，成功しているが，以下は，彼

から聞いた報告である⁽²¹⁾。

このあとで、入所者の人数、労働の種類、必要経費、一週間の献立などが記されている。

信じられないかもしれないが、これが、マリオット氏が教区との契約により、この施設を監督し、運営した費用と状況なのである。

マリオットに関する記述は、これにとどまらず、ワークハウス設置を必要とした多くの教区が、まずその立ち上げに助力してもらい、その評判の高い手腕に、運営を委ねたことがわかる。先にみたように、その仕事の不完全さに契約を打ち切る教区もあった。

前節でみたように、当時のフィランソロピは、中上流層の寄付によって成り立っていた。ワークハウスは教区の公的施設として設置されたが、教区民の状態に合わせて徴収された救貧税と、教区民からの寄付が、組み合わせて使用されていた⁽²²⁾。その使用方針は教区総会で決議され、収支報告もなされていた。そのようななかで、マリオットの雇用状況、彼への仕事の委託は、非常に異彩を放っている。多くの教区の仕事を請け負い、渡り歩きつつ、それぞれから収入を得ている様子からは、彼にとってワークハウス設立請負は、ひとつの商売であった、ともいえよう。

サイモンは、マリオットのワークハウス経営の手法が、「マリオット氏の経済 (Mr. Marriot's Economy)」として人々に伝授されていたことを SPCK の史料から指摘している。「[施設で発揮された彼の主たる手腕とは]、その経費節約型の支給と、貧民雇用のための適切な道具立ての選択であった⁽²³⁾」。つまり、貧民への労働の与え方が、どの教区も取り入れようとした彼の仕事の特徴だったのである。

2. ワークハウスでの教育

各教区のワークハウスは、マリオットの手法を借りて、入所した貧民たちに労働の機会を与えた。しかし、少なくとも『報告書』『報告書第2版』からは、ジョーンズやサイモンが嘆いたような、教育的な目的から逸れて、労働をさせるという方向にシフトしていったということは見えてこない。労働もさせていたが、教育を軽視するものではない、という記述がある。

<この学校（グリニッジの女子学校）における読み方教育に加えた雇用のための材料などの報告>

この学校での雇用は、毎日の読み方教育や、カテキズム、教会での祈りを完全に邪魔するものではないのだ⁽²⁴⁾。

<ケント州メイドストーンのジェントルマンからの手紙>

私たちのワークハウスの仕事は、子どもたちに読み方を教えること、施設をきれいにすること、そしてキッチンでの食事の支度に参加すること、そのほかには、それぞれの年齢と力に応

じた仕事をさせるのである⁽²⁵⁾。

<1722年11月15日にストラウドの教区委員によって決定された、ワークハウスの理事の義務>
ワークハウス内での規則

I. マスターとミスストレスは、献立表は理事の過半数の承認によって変更されない限り遵守される。

...

XVIII. ワークハウスで教えられているチャリティスクールの子どもたちの教育、マナーや行動は、特に気をつけなければならない。夏は7時、冬は8時に毎朝、昼は1時に名前が呼ばれる。そして、遅刻をしたり、不在であったら記録される。そして、嘘をつく、悪態をつく、盗む、教会でふざける、うろつく、などの悪いことをしたら、週ごとに記録され、毎日曜日夕方に、理事たちに報告される。

...

XIX. すべての子どもたちは、常に理事たちのところに行き、衣服の状態や、学習進度を調べられる。マスターやスカラーは、このような計画を奨励されることで、それぞれ相応の称賛を受け、彼ら自身が提案するだけのものを寄付者から与えられる⁽²⁶⁾。

以上のような記述からは、特に読み方やカテキズム教育を持続しながら、同時に労働をさせようとしていることがわかる。そして、決まった時間の点呼によって、生活秩序を守らせ、モラルも監視し、そして着衣の状態と併せて、学習進度が調べられ、それに貢献した教師たちが評価され、特別な寄付金を用意される。ここにあるのは、稼ぎのために働かされているというよりも、貧困者に対する、労働を含めた生活全般の秩序化であり、栄養管理による健康と生命維持の強化である。

Ⅲ. 貧困児の生（生命・生活）の秩序への関心

1. 子どもにとっての労働の意味

前節最後に引用した、ストラウドのワークハウスでの理事に課せられた義務は、精査していくと、興味深い事実が浮かび上がってくる。Iは先ほど引用したが、肉屋の仕事を規定したII、入居者のための衣類を供給する店の義務を規定したIII、ワークハウス内の雑貨や本などの値段や量についてのIV、その支払い方法を規定したVの後、次のように続く。

VI. 施設の年長者は、理事の過半数によって決定されたりスペクタブルな仕事を持つこと。

VII. 子どもたちは、ジャージーを紡ぎ、その仕事は穏当にあてがわれる。もし怠けたり、仕事をしていなかったり、大きな無駄を出したりしたら食事を抜くか、体罰をするか、マスターかミスストレスによって決められる。

VIII. 夏は6時、冬は8時には、仕事を始める。

IX. 子どもたちが大きな無駄をしないように特に留意すること。この条項は、特に訪問された理事から要求されたものである。

…

XI. 子どもたちは、毎日2時間、マスターとミスレスの指示により読み方を習う。

XII. 朝夕の祈りと、祈りの前に聖書の一節を読むこと。食事の前後の感謝の祈りは、子どもたちの一人が行うこと。

…

XIV. 子どもたちは、日曜日、聖なる日、水曜日、金曜日は教会に行くために、聖書と祈祷書をもって出かける。

XV. 子どもたちも他の人々も、日曜日は、外出せず、施設に居て聖書を読む。…

XVI. 子どもたちは、施設でよりよく生活し、自分の決められた仕事をしない限り、通りに出たり、遊んだりしてはならない。

…

全ての年齢に開かれていたワークハウスではあるが、このように「子ども」の生活秩序に気を配る傾向が非常に強い。ワークハウスでは、貧民たち、なかでも子どもたちが、様々な配慮を向ける対象だったのである。

前節で触れたグリニッジのワークハウスで子どもたちに与えられた労働のために準備された材料は次のようなものであった。

ロンドン・ウールを1ポンドにつき13ペンス。ドレス用に、100ポンド。1年か2年間分の40人の子どもたちのガウンとベチコート用である。

(5ポンド8シリング4ペンス)。

子どもたちが紡いでロンドンの織物屋に送り、1ヤード4ペンスで織ってもらう。それで子ども40人分の生地となる…。

(9ポンド6シリング8ペンス)。⁽²⁷⁾

材料を買い、子どもが紡ぎ、布にして子どもたちの洋服にする。材料、製品別にその費用と用途と、子どもたちが担う仕事が記載されていくのである。

ワークハウス、つまり労働、仕事、勤労の家という施設の名称にもなった、労働という言葉の当時における意味とはどのようなものだったのか。とりわけて、子どもに労働をさせるというのはどのようなことだったのか。『報告集第2版』の「序文」は、次のように始まる。

読者は、ワークハウス報告書第2版を読むのを楽しみにしているだろう。貧民の生活を保護するこの方法が、この国中の賞賛を浴び成功を取めている。…ワークハウスは、賢明に、そし

て良く運営されたならば、彼らの魂と身体に関する、貧民に対するチャリティの全ての目標にこたえるようなものである。…彼らは、正しく話し、宗教と、価値と勤勉さを、毎日の祈りと聖書を常に読むことによって身につけ、貧しい子どもたちはキリスト教徒として育てられるのだ。…貧民は不平をいう機会はないのだ。というのも、皆その状態に合わせて食物と衣類を与えられ、その住まいは暖かく、居心地良く清潔で、高齢者と病人は全て適切にケアされる。彼らが必要とするものは、理にかなっていれば全て支給される。彼らは、満足し感謝するに違はなく、彼らにできる義務は行うだろう。そして生命・生活の状況は神の望まれる形になるだろう。不平をいったり、労働を拒否することは、彼らにとっては罪なのだ。彼らの力とスキルを超えた労働は与えられていない。彼らが勤勉に働き、彼ら自身とその家族の生活の糧を得るならば、他の貧民たちのようにはもうならない。

怠惰は、公的な厄介者であると同時に、不道德なのだ。使徒が言うように、働かない者は、罪人であり食べてはならない。しかし、これが本当ならば、厳しすぎるワークハウスで耐える監禁は、全く必要なく、良き規則と、良き時間の使い方と思慮深いしつけがなされればいいのだ⁽²⁸⁾。

労働が、貧民たちの生活、規則正しく、秩序ある生活にとって意味があり、ワークハウスはそれを可能にするものだということが、第1版のときよりもさらに鮮明化され、強調されている。

教区の責任となっている、全ての寄る辺なき子どもたちや貧しい子どもたちは、ワークハウスに送られるべきである。そこでキリスト教徒として、入念に教育され、その能力に合わせて労働に慣れるべく教えられ、その雇用は公にとっても益があるのだ。女子たちは食事と醸造、パン焼き、洗濯などが教えられる。全ての子どもたちはワークハウスで女子は12歳まで、男子は13歳まで働き、その後、結婚まで、男子は22歳まで、そして女子は20歳まで徒弟にだされるのだ。…もしワークハウスで良い教育を受けているならば、長い徒弟奉公は必要無い。

…お金を惜しんで、子どもたちの教育と福祉を蔑ろにするような、早くに徒弟に出したがるような教区の役人たちの行動は、非常に悪い習慣である。よく制御されたワークハウスの良き効果は、貧困層の人々の次の世代がより良くなるように、貧困層の子どもたちが、宗教的でなく悪徳にまみれ、怠惰に乞食の生活をし、浮浪を重ねるような生活ではなく、彼らの目の前におられる神を畏れ、美德のある習慣を身につけ、労働に慣れ、国家のためになることなのだ⁽²⁹⁾。

ワークハウスは、「子どもの教育と福祉」のために存在する。それによって、国家や社会の秩序が保たれる、ということである。

2. 家族というメタファー

『報告書第2版』には、次のような記述がある。

…良き秩序と、良き時間の使い方と、思慮深いしつけが必要であるが、それはまじめで通常の家族 (sober, regular Families) において子どもやサーバントにおいて行っている以上に厳しくする必要はない⁽³⁰⁾。

ワークハウスは、「通常の家族」と同様に営まれるべきである、ということである。このような記述は、Iの1で触れたように初版の『報告書』にもある。

このような施設 (House) を統治するルールは、全ての通常の家族で普通である以上に厳しくしてはならない⁽³¹⁾。

18世紀の貧困層、つまり街での物乞いや浮浪が問題化されている人々に対し、「通常の家族」での生活を事例に、それと同じくらいの厳しさが必要だというのである。

また『報告書』には、次のような記述がある。

<ノーサンプトンシャー、フィンドン、もしくはシングドン>

ここでのチャリティスクールは、下記のように、20人の貧しい少女が労働と教育と住まいを与えられ、全面的に扶養 (Maintenance) されている。

16人の少女が、ジャージーを常に紡ぎ続け、週に1ポンド4シリング設けた。そして、さらに年齢の高い4人の少女たちは、主婦 (housewife) と呼ばれ、家族のなかの仕事を行う担当となる。全ての仕事は、奉公に出されたときに有用だからである。リネンを紡ぎ、手袋や靴下を編み、縫い物をし、リネンやウールの繕い物をする。洋服屋は、そのマントを切り、それを編む仕事で20人の少女を2シリング雇い、残りはミストレスと主婦たちが仕上げる。主婦たちは洗濯も手伝う。彼女は、メイドとなって、お酒を醸造し、ミルクを絞る、自分たちの糧を得るのだ⁽³²⁾。

ワークハウスでの生活が、家族生活のアナロジーとして語られている。その管理、子どもへのしつけの厳しさも然り、そしてそのなかで子ども (ここでは少女) に割り当てられた仕事は、主婦の仕事とされている。

ノーサンプトンシャーのワークハウスでの「主婦」役割の少女たちは、将来、女中奉公に出されたときのために、編み物や縫い物の技術を学んだ。従って、この家族は、夫と妻の性別役割によって営まれる近代家族とはいえない。しかし、救貧のための施設を家族とみなし、その中で収容者自身が性別ごとに区分された労働を担い、自らの生活を自らの労働によって支えることを理想とする、すなわち生活単位としての家族の姿がここにある。このような家族像は、18世紀のワークハウスに収容された貧困層にとっては縁のないものであった。にもかかわらず、家族がワークハウスのメタファーとして使われ、それを支える勤勉な労働が奨励されたのである。

おわりに

本論は、18世紀イギリスで他のフィランソロピと同様に隆盛を迎えたワークハウスの設立運動、その様子を伝え、さらなる設置を目的に刊行された報告書類、さらに教区総会議事録などから、貧困層の人々、特に子どもたちに労働を奨励し、貧民救済の一環としたことの意味を問うたものである。

労働、勤労という習慣を人々に身につけさせること自体が、新奇なものだった。しかし働かせた、というところのみに注目し、その経済効率性、貧民の有用な雇用論によって整理するというのはいわば一面的といえるだろう。

労働は、ワークハウスの設立者、運営者にとって、貧民の生、生命、生活そのものの維持のために、そして質の向上と数の増加により、国家が安定し、秩序が保たれるために、最も重要なファクターであったことが本論で明らかとなった。読み方や、カテキズムの教育が否定されたわけではない。それらと同等か、またはより重視されたのが、その作業自体のスキルと共に勤勉さを習慣づけ、魂と身体の栄養を与え、秩序ある生活をさせるための労働であった。労働は、勤勉な習慣を教育し、怠惰を撲滅させる「ポリス」の手段にして目的だったといえるだろう。

さらにそれが、ワークハウスという救貧施設の運営、特にこの労働というスキームの実践において、家族というメタファーが使われたことは、大きな意味がある。川田昇は、救貧政策において、扶養と養育の主体として家族が承認されていく様相を解明している。本稿が、ワークハウスの運営実態のなかで、家族メタファーが機能していたことを解明したことは、そのような研究史において養育主体、扶養主体、生計の単位としての家族像が貧困層において形成されていくひとつの具体を明示できたといえよう。

追記：

本論文は、科学研究費補助金・基盤研究（C）「18世紀イギリス貧困児救済医療化過程にみる「産み育てる身体」の科学化に関する研究」（平成27年度～29年度）の一部である。

註

- (1) Simon, Joan, 'From charity to workhouse in the 1720s: The SPCK and Mr. Marriot's solution', *History of Education*, Vol. 17, No.2, 1988, pp.113-129.
- (2) Jones, M.G., *The Charity School Movement: A Study of Eighteenth Century Puritanism in Action*, Cambridge UP, 1938. なお、ワークハウスについての概史としては、Hitchcock, Timothy V. *The English Workhouse: A Study in Institutional Poor Relief in Selected Countries, 1696-1750*. Doctoral Thesis, University of Oxford, 1985.
- (3) Simon, *Op.Cit.*, p.128.

- (4) Ibid., p.129.
- (5) Cunningham, Hugh, 'The employment and unemployment of children in England c. 1680-1851', *Past & Present*, 1990, p.150.
- (6) Dickens, C., *Oliver Twist, or The Parish Boy's Progress*, 1837-9
- (7) Payne, Dianne Elizabeth, *Children of the Poor in London 1700-1780*, Doctoral Thesis, University of Hertfordshire, 2008.
- (8) Levene, Alys, *Childcare, Health and Mortality at the London Foundling Hospital, 1741-1800: "left to the Mercy of the World"*, Manchester UP, 2007. 但し、レヴェンの研究は、ワークハウスではなく、孤児院、ロンドン・ファウンドリング・ホスピタルについて、その養育体制が、従来見做されてきたよりもずっと入念なものだったと指摘する。
- (9) 川田昇『イギリス親権法史——救貧法政策の展開を軸にして』一粒社、1997年、36-39頁。川田は、ハチンズとハリソンの研究より、次のように述べている。「1732年に書かれた労役場に関する記録を引用しながら、児童と大人の収容者の「労働時間は、食事時間を除いて、夏は午前六時から午後六時までであり、冬は午前七時から午後五時までであった」ことを指摘するとともに、ある『勤労の家』の児童は、五歳になればすぐに紡績場で働きはじめ、労働時間が終わったあと、夜間学校 (evening school) に通学した」という例を紹介している (B.L. ハチンズ, A. ハリソン (大前朔郎・石畑良太郎・高島道枝・安保則夫共訳『イギリス工場法の歴史』1976年、原著初版1903年、第三版1926年、2-3頁)。1910年出版の「新版へのはしがき」はシドニー・ウェッブが書いている。カニンガムが指摘しているような、「児童労働=悪」史観がそこにあることは確かである。工場法は、そのような「悲惨さ」から、限定的であったとしても子どもたちを救済したという歴史観である。
- (10) 川田、前掲書、37頁。
- (11) *Account*, p. iii - iv .
- (12) *Account*, p. v .
- (13) *Account*, p. v - vi .
- (14) Andrew, Donna T., *Philanthropy and Police: London Charity in the Eighteenth Century*, Princeton UP, 1989., イギリス史におけるフィランソロピの展開については、金澤周作『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会、2008年。長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流：近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会、2014年。
- (15) Ibid., p.6.
- (16) 拙稿「18世紀ロンドンの無料診療所 (1769-) による貧困児の生の発見——育児の科学化をめぐる社会関係の変容——」『教育基礎学研究』第13号、2016年。
- (17) Andrew, Op.Cit., pp. 11-43.
- (18) ロンドン、ウェストミンスター地区、マーティン・イン・ザ・フィールド教区の教区総会議事録によると、*Daily Advertiser* などの新聞に、そうした記事を掲載したと記録がある。*Vestry*

minutes, F 2007 (Volume) 1760(M/F Box), St. Martin- in-the-Fields, Westminster City Archives. 1739年2月11日等。

- (19) *Vestry minutes*, 1 November, F2006 (Volume) 1760 (M/F Box), St. Martin- in-the-Fields, Westminster City Archives.
- (20) *Account*, p.72.
- (21) *Account*, p.86.
- (22) *Overseer's Accounts*, F462~464, M/F Box 1568, 1726-1727, St. Martin- in-the-Fields, Westminster City Archives.
- (23) Simon, *Op.Cit.*, p.126.
- (24) *Account*, p.24-30.
- (25) *Account*, p.33-35.
- (26) *Account*, p.44-46.
- (27) *Account*, p.26-27.
- (28) *Account 2nd*, p. iv
- (29) *Account 2nd*, p. ix.
- (30) *Account 2nd*, p. iv.
- (31) *Account*, p. v .
- (32) *Account*, p.96.

Life and Order of Children of the Poor in 18th century England Work, Education, and Family in the Workhouse Movement

Toshiko NONOMURA

This paper aims to clear the meaning work or labor to the education of the poor children in 18th century England. There is a master-narrative, that is, progressive history from miserable and exploitative child labor to children's right to receive an education. But, as Hugh Cunningham says, children didn't work as much as the history most of us believed.

As well-known, many workhouses were established by parishes after Knatchbull's Act in 1722. They were, as other philanthropies, thought the important for the ordered civil society. Lying-in Hospital, Dispensary, Orphanage, and other philanthropies which concerned life of the poor, were prosperous. Upper and middling sorts subscribe for them because of their honor and respectability. Politicians, political arithmeticians, clerics, merchants, philanthropists, and so on, discussed and expressed the significance of the maintenance of the poor in various way.

In workhouses, the poor were expected to work, live orderly, and live by themselves. Especially children were required to learn to read, catechism, and how to work. 'Mr. Marriot's Economy', the method of managing workhouse, was accepted by many parishes. Work is the effective way and method of maintenance of the poor in the method of Mr. Marriot's. Order is the most necessary and indispensable for the civil society and the wealth of nation. Children of the Poor are expected to both work and learn to read. They were also requested to go to charity school for diligence.

'Family' as metaphor was used for the life of workhouse. As 'regular families', members lived in workhouse must live in good order and good hour. They had to be not treated too strictly, and governed like regular families. In a workhouse in Northamptonshire, elder girls have to work like 'housewives'. This is very strange for us, because 'housewife', the image of the modern family, they say, were not accepted by the poor. In other words, the poor could not live as regular and ordered family, a housewife lived in workhouse. Well-ordered family image, maintaining the members by themselves, was introduced to the poor by these relief and philanthropies.

Idleness was the most evil ought to be denied. Workhouse was the one of the place and instrument the poor were taught and trained to be order, not to be laziness for the police of the nation.